

## 第3章 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

### 第1節 困難な状況ごとの取組

#### 1 ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

##### (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組

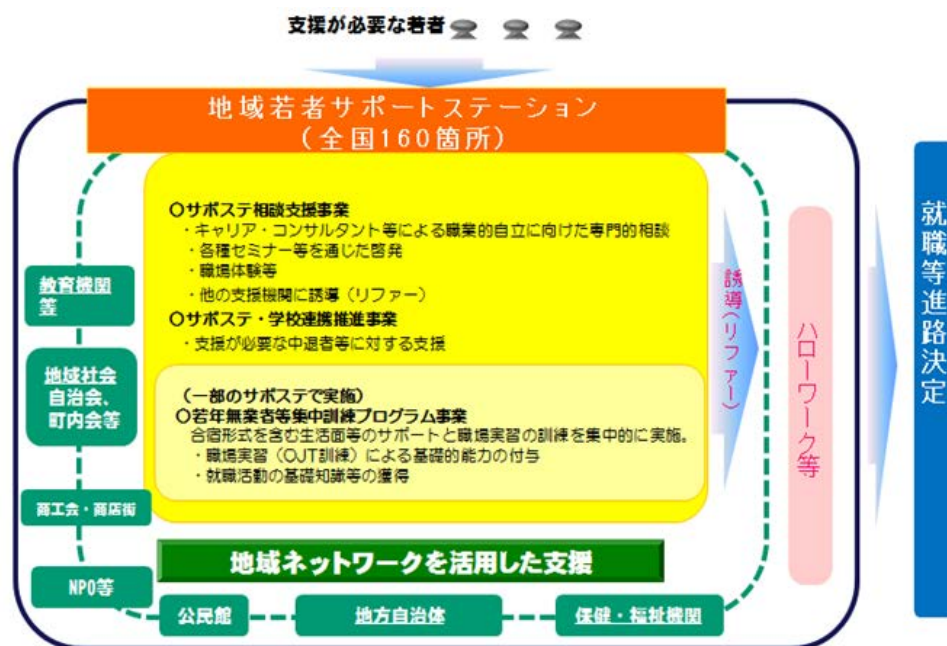
○内閣府は、平成25（2013）年度まで、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデルを形成し、その成果を全国に普及させることにより、協議会の設置促進・設置後の効果的な運営を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」を実施した。平成26（2014）年度は、協議会が未設置の都道府県・政令指定都市を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施する。また、訪問支援（アウトリーチ）研修をはじめとする各種研修、支援に関する調査研究を実施している<sup>42</sup>。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構では、ニートやひきこもり、不登校の子どもや若者に対する各種事業が実施されている。

##### (2) ニート等の若者への支援

○厚生労働省は、「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）<sup>43</sup>の設置を促進している。緊急人材育成・就職支援基金の事業の一つとして、設置拠点を拡充（160か所、前年度比44か所増）した。また、高校などとの連携を図り学校中退者への支援を行うとともに、一部のサポステでは合宿を含む生活面でのサポートと職場実習の訓練を集中的に行う若年無業者等集中訓練プログラム事業を行っている。（図表10）

図表10 地域若者サポートステーション事業



（出典）厚生労働省資料

42 「子ども・若者育成支援推進法」第18条では、国と地方公共団体は、人材の養成や資質の向上、体制整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

43 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/>。全国のサポステの連絡先はニートサポートネットの一覧（[http://www.neet-support.net/about/supportstation\\_4.html](http://www.neet-support.net/about/supportstation_4.html)）を参照。

### (3) ひきこもりへの支援

○厚生労働省は、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を関係機関に配布している。また、関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している<sup>44</sup>。平成25（2013）年度からは新たに、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県・指定都市が養成し、市町村がサポーターを派遣する事業を行っている。

### (4) 不登校の子ども・若者への支援

○文部科学省は、不登校経験者の状況を把握するための追跡調査を実施しており、平成26（2014）年度始めに報告書を公表する予定としている。また、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応につながる取組、不登校などに対応できる関係機関同士の連携した取組を推進するための試行的な実践を地方公共団体や民間団体などに委託し、成果の普及を図っている。

○都道府県・市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）では、不登校の子どもが在籍する学校とも連絡をとりながら、子どもの実情に応じた学習指導を行っている。

### (5) 心の問題への対応

○文部科学省は、養護教諭と関係教職員による健康相談や保健指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進している。

○厚生労働省は、「みんなのメンタルヘルス総合サイト」<sup>45</sup>と「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」<sup>46</sup>の2つのウェブサイトをホームページに設置している。

### (6) 高校中途退学者への支援

○文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」<sup>47</sup>の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

○厚生労働省は、サポステ・学校連携推進事業により、サポステと学校、ハローワークが高校中退者の情報を共有し、支援が必要な者に対しサポステが訪問支援（アウトリーチ）を行うなど、きめ細かな支援を実施している。

## 2 障害のある子ども・若者の支援

### (1) 障害のある子ども・若者の支援

#### （特別支援教育の推進）

○文部科学省は、以下のような取組を行っている。

・平成25（2013）年8月、障害のある子どもの就学先について、特別支援学校への就学を原則とせず、障害の状態などを踏まえた総合的な判断を市町村教育委員会が行う仕組みにするなどの学校教育法施行令の改正

・平成25年度から新たに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期支援コーディネーターや合理的配慮協力員の配置、データベースの整備

平成26（2014）年度には新たに、学習上の支援機器や教材の開発、高等教育段階におけるキャリア教育・就労支援などを行う。

#### （特別支援教育への就学支援）

○文部科学省と地方公共団体は、特別支援学校や特別支援学級などに就学する子どもの保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

#### （障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々との交流・共同学習）

44 「ひきこもり地域支援センター」の連絡先は<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/hikikomori05.pdf>を参照。

45 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

46 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

47 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm)

○文部科学省は、障害のある子どもと障害のない子どもの交流や共同学習が一層推進されるよう事例集の発行などを行っている。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所<sup>48</sup>は、小・中学校の教員などを対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流や共同学習の具体的な方策の普及を図っている。

#### (障害の特性に配慮した適切な福祉サービスの提供)

○「児童福祉法」や「障害者総合支援法」に基づき、市町村などが障害児通所支援やホームヘルプといった必要な福祉サービスを提供している。

### (2) 発達障害のある子ども・若者の支援

#### (「発達障害者支援センター」<sup>49</sup>を核とした地域支援体制の強化)

○厚生労働省は、「発達障害者支援法」に基づき、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している<sup>50</sup>。具体的には、

- ・ペアレントメンター<sup>51</sup>の養成や配置、アセスメントツール<sup>52</sup>の導入を促進する研修会などを実施している。また、困難ケースへの対応などについて地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図っている。
- ・発達障害に関して知識を有する専門員が保育所など子どもや親が集まる施設・場を巡回し、助言などを行っている。
- ・発達障害児（者）・重症心身障害児（者）やその家族の地域生活支援の向上を図るモデル事業を行っている。
- ・全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」<sup>53</sup>における情報発信や支援手法の普及を図っている。

#### (学校における支援体制の整備)

○文部科学省は、平成25（2013）年度から新たに、発達障害に関する教職員の専門性向上を図るためのセミナー開催や育成プログラム開発を行っている。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、「発達障害教育情報センター」<sup>54</sup>における学校の教職員や保護者に対する発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報の提供や、教職員に対する各種研修などを行っている。

### (3) 障害者に対する就労支援等

○「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく民間企業の障害者の法定雇用率を平成25（2013）年4月から2.0%（従来1.8%）に引き上げ、更なる障害者雇用の促進を図っている。

○厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、関係機関と連携し就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、「障害者総合支援法」に基づく一般就労への移行を支援する「就労移行支援」と一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」などを実施している。

### 3 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等<sup>55</sup>

#### (1) 総合的取組

##### (関係府省の連携)

○政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議を行うため、子ども・若者育成支

48 [www.nise.go.jp/](http://www.nise.go.jp/)

49 平成24（2012）年度現在、すべての都道府県・指定都市に設置されている。

50 [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/hattatsu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hattatsu/index.html)

51 発達障害者の子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

52 発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票。

53 <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

54 <http://icedd.nise.go.jp/>

55 この項における「少年」は、「少年法」第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置している<sup>56</sup>。

#### (家庭、学校、地域の連携)

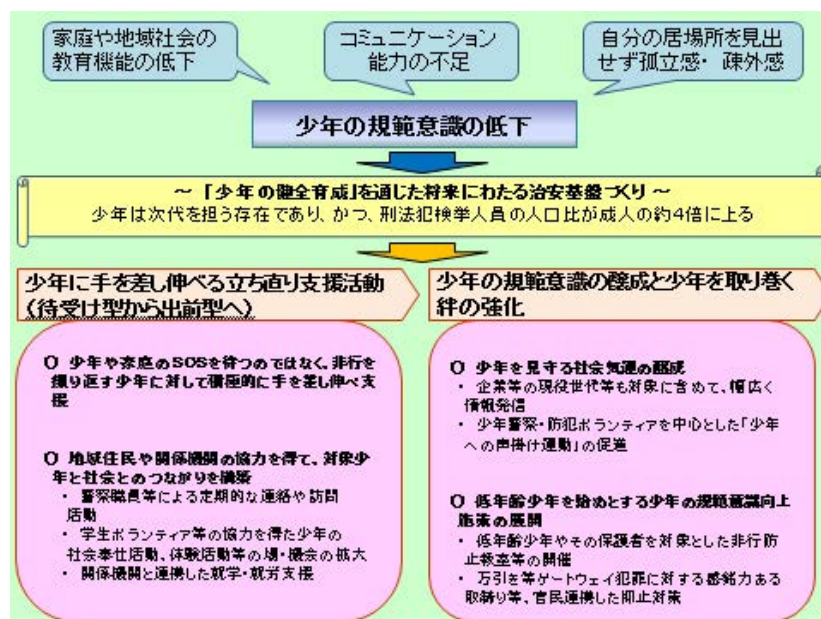
- 警察庁と文部科学省は、関係機関がチームを構成し適切な役割分担の下に連携して対処する「サポートチーム」の効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。
- 警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されている。
- 非行少年、不良行為少年などに関する情報を警察・学校間で通知する「学校・警察連絡制度」が各地で構築されている。
- 警察は、退職した警察官などをスクールサポーターとして警察署などに配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣している。
- 「更生保護サポートセンター」では、保護司が駐在して、様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談を行っている。

#### (2) 非行防止、相談活動等

##### (非行少年を生まない社会づくり)

- 警察は、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。(図表11)

図表11 非行少年を生まない社会づくりの推進



(出典) 警察庁資料

##### (非行防止教室)

- 警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。
- 文部科学省は、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子どもの非行防止に努めている。

56 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hikou.html>



○法務省は、「中学生サポート・アクションプラン」として、保護司（学校担当保護司）が、直接中学校へ赴き、非行問題や薬物問題をテーマにした非行防止教室を開催したり、問題を抱えた子どもへの指導方法などについて教師との個別協議を行ったりしている。

#### （相談活動）

○青少年センター（青少年の育成を図ることを目的とし、相談活動などを行う機関を指す。少年補導センターや青少年育成センターといった名称で活動。）では、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。

○警察は、ヤングテレホンコーナーといった名称によるフリーダイヤルなどでの電話相談、FAXや電子メールにより、利用しやすい相談窓口の整備に努めている<sup>57</sup>。

○法務省は、人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、少年鑑別所<sup>58</sup>でも、子どもの非行に悩む学校関係者や一般市民からの相談に応じている。

#### （補導活動）

○警察は、「少年サポートセンター」を中心として、非行が行われやすい場所に重点を置いて日常的に補導活動を実施し、不良行為などの問題行動を早期に発見して、少年自身やその家庭に対する適切な助言や指導に努めている。また、警察が委嘱する少年警察ボランティアが、補導活動や社会環境の浄化活動などを行っている。

○青少年センターでも、市町村などから委嘱された少年補導委員による街頭補導や有害環境の適正化の活動が行われている。

#### （非行集団対策）

○警察は、少年部門、交通部門、刑事部門の連携を強化して、非行集団の実態把握を徹底し、徹底的な取り締まりなどを行っている。

### （3）薬物乱用防止

○政府は、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月）に基づき、薬物乱用対策を推進している。

○警察庁は、規制薬物や指定薬物の乱用者の徹底検挙や関係機関との連携による水際対策の強化などにより薬物供給を遮断するとともに、薬物乱用防止教室などを行い薬物需要の根絶を図っている。

○法務省は、少年院において、薬物への依存や乱用経験がある者を対象として、矯正教育プログラム（薬物非行）を実施している。刑事施設では、麻薬や覚せい剤に対する依存がある受刑者を対象に、薬物依存離脱指導<sup>59</sup>を実施している。保護観察所では、保護観察に付されている者に対し、簡易薬物検出検査を実施するとともに、認知行動療法などに基づく覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施している。

○文部科学省は、厚生労働省や警察庁と連携して、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、厚生労働省と連携して、広く薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、配布している。

○厚生労働省は、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化、地域における薬物乱用防止・薬物依存症に関する相談の充実、医療機関による対応の充実、薬物依存症者やその家族に対する相談事業・家族教室の実施、都道府県薬務課や公益社団法人日本薬剤師会・都道府県薬剤師会に対するポスター掲示やチラシ配布の依頼、情報を一元的に収集・提供するために「あやしいヤクブツ連絡ネット」の立ち上げなどを行っている。

57 <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

58 主として家庭裁判所から観護の措置により送致された子どもを収容するとともにその資質の鑑別を行う施設。

59 受刑者に対し、薬物依存の認識と薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目的に、薬物の薬理作用と依存症、薬物使用に関する自己洞察、再使用防止のための方策、出所後の生活の留意事項と社会資源の活用についての指導を、グループワークや講義、視聴覚教材の視聴の方法により行っている。

#### (4) 少年審判

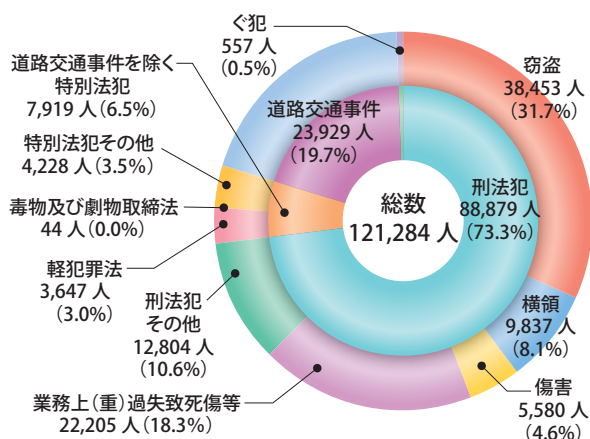
##### (受理の状況)

○平成25（2013）年における少年保護事件の全国の家庭裁判所での新規受理人員は、121,284人であった。（図表12）

##### (処理の状況)

○平成25年における少年保護事件の終局人員は121,695人であった。終局決定別にみると、審判不開始が44.7%と最も多く、次いで保護処分が20.0%となっている（図表13）

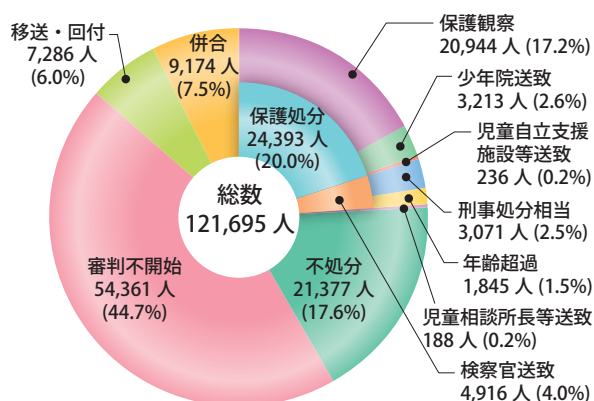
図表12 少年保護事件の新規受理人員  
(非行別構成比 平成25年)



(出典) 最高裁判所「司法統計年報」

(注) 1. 業務上(重)過失致死傷等とは、業務上(重・自動車運転)過失致死傷と危険運転致死傷を指す。  
2. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。  
3. 数値は速報値である。

図表13 少年保護事件の処理状況  
(終局決定別構成比 平成25年)



(出典) 最高裁判所「司法統計年報」

(注) 1. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。  
2. 数値は速報値である。

#### (5) 被害者への配慮

##### (被害者への情報提供などの様々な制度や取組)

○警察は、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

○法務省は、

- ・全国の検察庁において、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。
- ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、保護処分を受けた加害少年に関し、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、刑事処分となった加害少年に関し、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・「更生保護法」に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する制度と、保護観察所が被害者の心情などを保護観察中の加害少年（刑事処分となった少年を含む。）に伝達する制度を実施している。

○家庭裁判所は、「少年法」に基づく被害者のための制度<sup>60</sup>の適切な運用に努めている。また、被害

60 「少年法」では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申し出による意見の聴取、③被害者などに対する審判結果などの通知、④一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、⑤被害者などに対する審判状況の説明、の制度が設けられている。

者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

**(被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇)**

- 少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。
- 保護観察でも、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導などを行っている。

**(6) 少年鑑別所**

- 法務省は、少年鑑別所における相談活動や資質鑑別などの充実に図っている。平成26（2014）年度には、女子少年、低年齢少年のほか、発達障害を有する少年に対する心理検査などの充実に図る。

**(7) 少年院・児童自立支援施設等**

**(少年院・少年刑務所等)**

- 法務省は、少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導の充実に図っている。平成26（2014）年度には、指導職員に対する研修の実施などにより、薬物事犯少年や性非行少年に対する指導体制の充実強化を行う。

**(児童自立支援施設)**

- 厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針<sup>61</sup>などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

**(8) 更生保護、自立・立ち直り支援**

**(少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放)**

- 保護観察所は、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業について調整を行い、受入体制の整備を図っている。

**(保護観察)**

- 保護観察では、問題性の高いケースについては保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」では、主に少年院を仮退院した少年を対象とし、宿泊施設に居住させ、濃密な保護観察を実施するとともに、同町が運営する農場で農業実習を受けさせ、改善更生の促進を図っている<sup>62</sup>。

**(処遇全般の充実・多様化)**

- 法務省は、少年院や処遇機関における事例の検討や、関係機関の協議会を開催し、保護処分 of 適正かつ円滑な執行を図っている。
- 保護観察では、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。また、平成25（2013）年6月に公布された、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動を設定することを可能とする改正更生保護法の施行<sup>63</sup>を見据え、社会貢献活動の先行実施や活動先の開拓・確保に努めている。

**(9) 非行少年に対する就労支援等**

- 少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による就労支援を実施している。

61 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_07.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf)

62 [http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_hogo19.html](http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo19.html)

63 この社会貢献活動に関する規定は、公布の日から2年を超えない日に施行する予定。